

◎営業ごとの基準（別表第2）

6 政令第35条第6号に規定する集乳業

- (1) 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。
- (2) 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。